

会 議 録

会議名 (審議会等名)	川西市環境保全審議会		
事務局 (担当課)	市民生活部 生活文化室 環境創造課 内線(2933)		
開催日時	平成17年10月13日(木) 18時00分～20時00分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	竹岡委員(会長)、井口委員、木下委員、西田委員、真砂委員、 河野委員、堀委員、黒田委員、北上委員、小堀委員、畑尾委員	
	その他	(財)生活環境問題研究所 主任研究員 富田重之、谷田成司	
	事務局	市民生活部長 鎌足 博、生活文化室長 大槻嶽雄、 参事兼環境創造課長 福西義昭、課長補佐 八尾昭夫、 副主幹 中石好三、主査 岡崎健作、主任 山下晴子	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	3 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	環境基本条例の審議について		
会議結果	詳細は別紙会議録のとおり		

事務局	<p>定刻を過ぎ開会。</p> <p>本日の欠席委員は、ただいま連絡いただいた和田副会長と、小泉委員、石津委員の3名。過半数を達しているため会議の成立していることを報告いたします。</p> <p>なお、条例と計画策定に事務補助をしている 財団法人 生活環境問題研究所の職員の同席も報告いたします。</p> <p>以後は、竹岡会長による、議事の進行を願います。</p>
竹岡会長	<p>それでは、レジメに沿いまして進めてまいります。</p> <p>議事に入る前に、資料の確認をいたしたいと思いますので、事務局から確認をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より、資料について説明。</p> <p>資料1は、前回の審議会委員発言を条例と計画のどちらに反映するか整理したものの。</p> <p>資料2は、前回の審議会を受けて、条例の項目の修正を行ったもの。</p> <p>資料3は、条例の考え方と条例案。条例案としていますが、まだ大綱というべきもの。</p>
竹岡会長	<p>資料1は、前回の審議において協議いただきました委員の皆様のご意見を、条例と計画のどちらに反映させていくのか、事務局で判断され整理されたものです。資料2は前回の審議に基づき、条例の変更点を示したものであります。資料3が、本日の審議会の中心的な審議対象になると思いますが、これまでの意見を踏まえて、条例各条項の考え方と、条例文の案であるということでもあります。</p> <p>それでは、それぞれの資料に基づいて、事務局の資料の説明をお願いしたいと思いますですが、ただ、資料3につきましても、本日全部審議することは無理ではなからうかと、後半の第3章と第4章については、次回の審議会に回すのがよいのではなからうかというふうに考えています。ただし、審議の状況の次第で第3章に少し立ち入ってもいいかというふうに思っていますが、とりあえず資料3につきましても、第2章まで事務局からご説明いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>資料1、2、3について説明。 前文、第1章、第2章まで説明。</p> <p>資料1についてご説明させていただきます。これは、前回の会議における各委員のご意見をまとめ、条例あるいは計画のどちらにおいて考えるべき内容なのかを一覧表にまとめたものであります。</p> <p>それぞれのご意見につきまして、条例と計画でどのように考えるのかをまとめております。</p> <p>両方に関わってくるご意見もありますが、計画において検討しなければならないご意見が多数ございました。</p> <p>条例では基本的な方向性を述べることとなりますので、皆様のご意見を必ずしもすべて反映しているとは限りませんが、ご意見の趣旨の色合いが出ればと、考えております。</p> <p>次に、資料2についてご説明させていただきます。これは、前回のご意見と専門委員からのご指摘により第11条に環境影響評価の条項を追加し、第14条の財政・経済的支援について条項の整理を行っており、全体像をお示ししております。</p> <p>次に資料3についてご説明申し上げます。</p> <p>条例案は、1ページから6ページまで、前文、第1章総則が第1条から2ページの第6条まで、</p> <p>3ページが第2章として第7条から第10条までで、基本方針等を述べております。</p> <p>4ページに移りまして、第3章環境の保全及び創造に関する施策等として第11条から5ページの第21条まで、そして6ページが第4章環境審議会等として第22条と第23条からなっております。</p>

まず、前文の考え方は、これまでの市民各分野の意見を踏まえて前回の審議会のご意見にもありましたように、
第1点として猪名川水系を中心とする川西の自然環境、
第2点として都市環境の現状と課題を踏まえて、次世代へ向けて伝えていくべき環境の大切さを示し、そのためには
第3点として市民、事業者、行政それぞれの分野で取り組んでいくことの必要性を明らかにし、基本的な施策のあり方などを決めていくための指針となるべき事項を述べようと考えております。また、
第4点に環境を基調とした、環境との共生への努力など、前文が川西らしさを盛り込む部分として重要であると考えております。今回は箇条書きとしておりますが、追加等ご意見をいただきまして文章化したいと考えております。
第1条では条例制定の目的を述べております。基本的には条例に規定する事項の概要を示し、市民、事業者、行政において求められるべきことと目的を示そうとする部分です。
第2条は用語の定義であります。条例において使用する用語の概念について述べており、環境への負荷、地域環境、地球環境の保全、公害、環境の保全と創造等について定義しております。
第3条は基本理念であります。環境の保全と創造はさまざまな分野の市民が協働して取り組むしことの必要性を述べ、どのような考え方、いわゆる理念として六つの理念を示しております。
第4条から第6条までは、市民、事業者、市の責務を述べております。これは基本法においても述べられていることでもあります。
3ページの第2章に移ります。
第7条は基本方針であります。基本理念にのっとり五つの目標と市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくべきことを述べております。
第8条では、環境基本計画の策定を、市に義務づけております。計画に盛り込むべき内容と策定及び変更の時には市民の意見の反映及び審議会の意見を聴くことなどを規定しております。
第9条は計画の進捗について取り組み状況の報告を規定しております。
第10条では市における環境基本計画と他の行政計画との整合性を求めるものです。
以上で第2章までの説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

竹岡会長

前回の審議会における、委員の皆様方の発言をまとめられたところで、資料1の2枚目の北上委員の発言の次に、子どもたちの学習は、の発言は北上委員の発言ですので訂正してください。

黒田委員

同じ2ページの黒田の発言ですが、車を減らしていきましようという話の中で出てきた意見ですが、福祉バスなども増えるかもしれないという文言で切れているが、意見というよりも、福祉バスやコミュニティバスを増やしていくという施策とともにマイカーを減らしていくという話で、意見主旨とは違うんですが、計画での考え方のほうで計画の施策検討において考慮するという事なので、そちらの方で川西の交通基本計画も含めてそちらで検討してください。

こういうまとめかたであると、主旨があっていないので確認だけさせていただきます。ここはこのままでいいです。

真砂委員

4ページの2番目。保全措置の具体的な例として、西宮市の例を紹介したのですが、まだアセスのない時代にアセスをやりまして、市民の皆さんが頑張ったので国の制度として鳥獣保護区とした。しかし、それだけでは鳴とか千鳥を守るだけなのですが、鳥のえさがなくなるというので、市の条例として生物保護地区に指定したわけです。国の指定に重ねて市がした。そこは国有地ですから国の同意がいる。いづれにしても国有地以外であれば主権を持っている人の同意がいる。表現の主旨が

ちよつと異なる。国有地であれば国の同意がある。そこで市は鳥獣保護地区に重ねて、独自に生物保護地区に指定したわけです。

行政手続き法が変わって、パブリックコメントが必要になっている。これは国の制度ですから、事務局の考えは自治体が条例を検討中ということだが、条例は議会でやるわけですから、行政手続き法は市長がつくる規則が対象となる。条例ができたときにパブリックコメントを行うのは結構だが、行政手続き法は規則制定にパブリックコメントが必要になることをいっている。

竹岡会長

ただ今の発言に従いまして、意見主旨の文章化のところ、誤解のないように訂正できればそのようにしていただければいいかと思います。

資料2の環境基本条例、項目の変更点、特に資料3の川西市環境基本条例の考え方および条例案について意見をいただきたいと存じます。特に資料3の条項に不足するものはないかどうか、各条項の考え方はこれでいいのか検討していただいて、事務局にアドバイスするような感じで意見をいただければありがたいと思います。

特に川西らしさをどこに盛り込めるかということになると、まず、前文になるかと思えます。さらに第3章が大きな課題になってくるのだろうと思えます。

まず、前文にどのように盛り込むのが良いか、川西のカラーを出したらよいかご協議いただきたいと思っています。

河野委員

資料2、第3章の概要変更箇所、戦略的環境アセスメントという言葉があるが、わかりやすい言葉で説明してください。

事務局

前回の審議会では設けられておりませんでした。専門委員の先生に条例案についてご意見をいただきましたところ、東京都、名古屋市など、最近制定された環境基本条例の中では、こうした戦略アセス、例えば、去年に審議をいただいた、猪名川上流広域ごみ処理施設の環境アセスにつきましては、設置箇所、施設の概要が一定決まった段階で、この施設による環境影響をいかに少なくするかということで種々議論をいただきましたが、この戦略的アセスにつきましては、そういった段階を一步前にさかのぼって、どこに計画するかという計画段階から、いろいろ選択肢を持って、アセスメント、環境影響評価を行い、どの選択肢がいいかということをご検討をいただく、そういうようなアセスが検討されている。それが戦略アセスメントというものです。

兵庫県においても、環境影響審査会から戦略的環境アセスメントを採用すべきだという答申がなされています。そういった視点で従来の環境保全と創造の施策につきましては、環境配慮指針、全庁的に環境に対して配慮していただく、あるいは、市民活動、市内事業者におかれましても環境に対して配慮した活動をしていただく、そういったマネジメントをしていただく中で、環境配慮型の社会ができるのではないかとということで方針を検討させていただきましたが、それに加えて戦略的な環境影響評価を追加してはどうかということで、本日資料に付け加えさせていただきました。

なお、環境影響評価と環境配慮指針を両方制度として盛り込んでいる自治体としては、近隣では尼崎市、豊中市、三木市で、他はいずれかとなっております。

事務局としては、当初から環境配慮指針を全庁的に、全ての事業について、あるいは市民、市内事業者についても環境配慮指針に基づいて環境配慮型の社会をつくるようにしていただきたいということを考えていたが、それを中心に検討を進めさせていただきたいと思いますが、戦略的環境影響評価についての必要性もあわせて議論していただきたいと思っています。

黒田委員

全般的なことで一点お聞きしたい部分と、第4章の部分の全市的な体制を整備するという点について聞きたいんですが、戦略的環境アセスメントという言葉が話題になりましたが、市内部としては、環境基本条例、これから行われる基本計画についても、総合計画の中で進めていくと定義されてきた訳ですが、なかなか前に進まず遅れていたという中身の部分と、推進をしていくという全市的な体制について整

備するという部分について詳しくお聞かせください。

事務局

一点目の環境基本条例が遅れてきた原因ですが、16年度に環境基本条例等については検討させていただくということで表明していたのですが、16年度については、猪名川上流広域ごみ処理施設の環境影響評価を審査するという業務が入り、それを審議いただいているということで、諮問そのものについては15年度にさせていただいておりましたが、その後の検討は広域ごみ環境影響評価の関係で若干ずれ、昨年の11月から市内5地域で地区別の環境市民会議を開いて、市民の環境ニーズ等聞かせていただき、その後庁内ヒアリングを行うなど、11月頃から基本条例の制定に向けて作業を開始しました。

そして、今年の2月18日に環境保全審議会で、事業者や環境グループの意見も調査すべきだというご意見をいただきましたので、当初予定しておりました商工会・市内事業者・農業者に加えて、環境市民グループの意見を聞き、その整理に時間を要しまして、前回9月16日に審議会を開催という運びとなりました。市民の環境に対する思いを真摯にとらえていくべきだということでしたので、それを踏まえて若干遅れてきたということでございます。

2点目に、今後の推進していく体制については、条例の6条の市の責務におきまして環境の創造のために勉強して取り組んでいくということも、基本的な責務をあげさせていただいていますが、10条に別途、他の計画との整合性ということで、1条おこしまして、市の総合計画等いろいろございますが、それらと環境基本条例、あるいは基本計画と他の計画との整合性、調整を十分図っていくというかたちで述べておまして、これに沿いまして具体的な基本計画の中にそういったものを盛り込みたいと考えています。

基本条例については、原理原則を述べるものなので、このために1条をおこしていることを理解願いたいと思います。

黒田委員

遅れてきたという部分について、猪名川上流広域ごみの環境影響評価が入って遅れてきたということですが、本来なら川西の環境基本条例がまずあって、それに基づいて川西のごみの問題があっても良かったのではないかと思います。

前日も申しあげたが、こういう条例や計画をつくるときに、市民が主人公になっていく、市民が意志決定の中心になっていかなければならないということが主旨ですので、さまざまな議論をしてもらって、結論を出していくと言うことがこれからも求められると思いますので、環境アセスのことで、先ほどの戦略的環境アセスメントでいけたら良かったのにと残念に思います。

全市的な体制を整備するということですが、川西市の中で一番大きな事業主として自治体があるのだから、ごみの減量からリサイクル、本当の循環型社会ですし、前回出していた交通基本計画の部分でも、市庁舎の中でも連携して取り組みを強化して進めていただきたいと思います。

これは意見で結構です。

竹岡会長

先ほどの市事務局からのお話の中で、市の責務ということがあり、そして黒田委員の意見の中で、市民が主役になっていくということを強調されましたが、そのことに関係して、市民や事業者が環境保全と積極的に取り組まなければ、良好な環境は守れないという考え方はよくわかります。しかし、環境保全活動においては、市の率先性ということを示す必要があるのではないかと思います。

資料3の、基本条例の考え方および条例案の第4条に、市民の責務が最初に与えられ、次に、事業者の責務が第5条に置かれ、最後の第6条に市の責務となっています。やはり、環境を守っていくための市の率先性というものを強調するためには、市の責務を最初に持ってくるべきではなからうか。

環境基本法でも、国の責務や地方公共団体の責務を最初に来て、事業者の責務や国民の責務をあとにきています。隣接の伊丹、高槻市や尼崎市の環境基本条例においてもやはり市の責務を最初に出てきています。なぜここをこういう順序にされたのか、少し疑問に思っています。市の責務を最初にもってこられるべきではなから

事務局	<p>うかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>環境基本法、あるいは他市の条例においても、市の責務がまず最初に来てというところが多いように思います。審議しておりますときに、市の率先性ということは理解できるのですが、市民の環境を守るために、市民中心で、市内事業者も市も、ともに推進させていただくということで、先ほど黒田委員からご指摘いただいた市民中心という視点で、まず環境基本条例は市民のための、市民の環境を守るための条例ということで、4条に置かせて頂くほうが良いのではないかと。市が、市民や事業者を拘束するものでなく、市は、市民や事業者の環境を守る活動を支える枠組をつくっていく責任があるのではないかと、6条の方に置きました。</p>
竹岡会長	<p>市民が重要な役割を果たさなければならないのはよくわかりますが、市の責務を最後に持ってくると、川西市のこの問題に対する消極性が疑われるような心配があります。環境基本法では国の責務というのが最初に出てまいりますので、市の責務を最初に置くのが順序ではないでしょうか。それによって、市民の責務が重要でないということを使うものではありません。</p> <p>この点に関して、他の委員の方、ご意見はありませんか。</p>
畑尾委員	<p>市が率先してやらなくてはならないということを知らすためには、先に持ってきた方が良いのではないかと思います。</p>
竹岡会長	<p>黒田委員も市の責務が先に立つと言うことには反対はございませんか。</p>
黒田委員	<p>協働とか参画という言葉がたくさん出ているのですが、市民が能動的に、自らが参加するということは大前提です。市民が川西の環境をどう守っていくかという、権利としての部分と、次世代につないでいくという責務としての両方がある。そこは明確にしなければならない。そのことを支援していくというのは行政サイドの話だと思いますので、上下でなく、対等な立場で市民を中心とした立場に置いていくということでは行政としての責任がある。その中心になっていくという点では市の責務というものが大きなものがあるので前に出していただいて結構です。</p>
竹岡会長	<p>この問題については、以上のような意見が出されたので、事務局の方よろしくお願いします。</p>
西田委員	<p>市の責務のところ、国とか県との連携ということが謳ってありますが、市民との連携ということも文章の中にいれていただければ、黒田委員の考えも入ってくるのではないかとというふうに思います。</p>
北上委員	<p>前文についてですが、資料3の前文の条例案①で、猪名川水系を中心とする多様な自然と北部山間地の景観の大切さとありますが、猪名川水系にも多様な自然はあるし、北部山間地にも多様な自然というのは存在すると思うので、猪名川水系や北部山間地を中心とする多様な自然と景観の大切さと、変えた方がいいのではないかなど。</p> <p>北部山間地には景観だけでなく、多様な動物・植物・昆虫が生息していると思うんですが、猪名川水系と北部山間地、両方に多様な自然がかかるような言葉遣いにしていただけたらと思います。</p> <p>市の責務の問題について、市の行う施策と、環境保全の条例の整合性が出されているのですが、その中身についてチェックするようなことが条例の中に明記されるのかと。22条の中にそういう役割が含まれるのかと思うんですが、その部分の整合性はどのようなふうに考えればいいのかと思うんですが。</p>
事務局	<p>進捗状況のチェックについては、第9条に年次報告があります。その中に、進捗状況をチェックした報告書を作成して公表していくとありますので、チェックとい</p>

	う部分にかかると考えております。
北上委員	例えば、中央北地区の開発というのが、今後の大きな開発であると思いますが、開発をするとなったときに、そこに流れている川に多様な水棲生物がいるというようなときに、そのことに配慮しながら開発はしていかないといけないと思うのですが、行政の施策についてのチェック、もちろん議会がやるわけですが、22条の定める環境審議会の中でそのようなチェックは権限としてできるのかどうか疑問なのですが。
事務局	行政の施策において環境でのチェックがどういうふうにかえられるかという主旨かと思います。 率先行動計画の推進本部としての全庁組織もありますし、その中の政策戦略会議において、一定のチェックはかかると思っています。さらに必要であれば、今後、環境審議会において審議をお願いするという事案も出てこようと思います。
北上委員	庁内の戦略会議など、配慮してつくられると思いますが、そういうことも含めて行政のやっていることについて、市民の視点でチェックしてもらうことが、22条の審議会で十分果たしていけるだろうかという思いです。そういう役割があった方がいいのではないかと思います。
竹岡会長	具体的に考える必要があるので、これは次回、第4章のところで改めて考えてみたいと思います。
小堀委員	一般的に、市の環境施策について進捗については年次報告という中で報告して、それを一般市民もしくは市議会の中でチェックしていただくことになろうかと思えます。 もうひとつは、個別については環境基本計画という中で、チェック体制をどうしていくかというようなものを書き込んで、年に1回、集約して年次報告書みたいなものを出していく方法はあるかと思えます。
河野委員	第1条目的のところ、条例案の中の、自然への共生ということが見えてこないもので、市民が自然と共生しつつ健康で文化的な生活を営むことができるといった方が良いのではないかと思います。
黒田委員	事務局に確認したいのは、目的第1条の2行目、健康で文化的な生活のできる良好な地域環境の保全と創造、ならびに地球環境の保全という言葉になっていますが、わざわざ地域環境の保全と創造、地球環境は保全、とした何かこだわりがあるようでしたら教えていただきたいのですが。
事務局	地域環境は猪名川を中心とした流域を念頭に置いています。地球環境は地球温暖化防止の内容となっています。
黒田委員	地域環境の保全と創造、地球環境では創造ということばを消したということについてのこだわりがあるのでしょうか。
事務局	地域環境については、第2条の第5号にあります。回復と再生というみだしをしていますが、ここでは述べていませんが、地球環境の保全ということになっている。第2条の第5号で環境の回復・再生を目指していくこと、というふうを考えています。
竹岡会長	文章のどの部分をどのようにかえたらいいのでしょうか。
黒田委員	前文の中では、川西独特の持ち味を生かした文言が良いだろうということで、こ

	<p>ういう表現になっているのだと思うのですが、基本的に環境基本条例をつくるという中心的な課題については、私たち市民が健康で文化的な生活をおくる権利があるという部分と、次世代に環境をつないでいくという責任があるという部分については、前文で明確にさせていただきたい。もちろん川西市民が主人公だということは是非入れていただきたいということと、そのための目的になっていくので、地域環境と地球環境に分ける必要があるのか、環境という大きな枠組みで、保全と創造ということにしてしまってもいいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>市民が健康で文化的な生活をおくる権利があるという分については、各市の条例において、明文化されなくてもそういう表現に近い表現がされていますので、それでいきたいと考えています。</p> <p>地域環境と地球環境に分けなくてもという部分については、再度練り直してまとめていきたいと考えています。</p>
真砂委員	<p>前文を見ますと、自然が強調されていて結構なんですけど、そもそも環境問題の始まりは生活問題からですから、生活と文化と自然と一般では言うんですが、特に川西の場合は、住環境をどうしていくかが大きな問題になると思うんですね。1条のところですか、地域環境の説明では、歴史と自然と文化と経済、交流などがあるんですが、住宅問題とか、住環境のような問題が、どこかに入らないかな、という感じがします。</p>
竹岡会長	<p>条例案の4つのポイントでまとめられていますが、その3番あたりに関係する意見でしょうか。</p>
真砂委員	<p>いえ、3番はどちらかというと温暖化防止ですから、生活のスタイルに関する問題。私が言うのは住環境というか、そういうものをどうするか。川西はベッタウンとか言われているわけですから、どっかに入らないかなということなんです。</p> <p>それともうひとつ。景観ということが出てきたのですが、私達だけではなく市全体なんですけど、景観三法という法律ができて動き出しているわけですが、景観ということになると、美観・風致という制度が従来ありまして、都市計画で決まっていたんですが、美観制度がなくなりまして、国土省と環境省、文化庁の共同立法で景観法という法律ができて、景観ということになると、先ほど猪名川と北部山間部を含めて自然という意見がありましたが、それはそれで結構です。景観というのは自然だけではなくて、市街地景観がありますが、これをどう書くかなという難しい問題ある。今流行のアメニティですね。マンション問題とかですね、そういう住環境ももちろん関係してきます。宝塚とか西宮の場合ですと、今地域によっては高層マンションラッシュが起きて、いろんな問題が起きています。景観というのは何も自然だけではなくて、地域全体に関わる問題で、法制も今はそういう方向で動いています。</p>
事務局	<p>確かに都市景観、まちづくりの問題については、環境基本条例の策定におきまして影響はしてきます。しかし、内容につきましては若干検討しなければならないと思いますが、まちづくりについては、別の分野でございますので、総合調整する必要も出てきますし、基本計画において配慮していただくということで、庁内協力を得ていきたいと考えています。</p>
竹岡会長	<p>真砂委員のご見解に従いまして、川西市の、特に住環境の整備ということ、条例案ではポイントをもう一つ増やして、そこでまとめるということになりますか。そういうことでよろしいでしょうか。</p>
真砂委員	<p>具体的なことは事務局に任せます。</p>
黒田委員	<p>2ページ目の市民の責務という部分と、市の責務という第6条の部分です。先</p>

	<p>ほどもこの言葉を付け足したらということがありましたので、是非、第6条の市の責務のところには、市民の参画を得るようにすべきだ、という文言を入れていただきたいと思います。</p> <p>第4条の市民の責務、条例案の3項というところに、市民は環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならないという文言になっていますが、左側の下から2行目の部分ですが、一人ひとりの生活のスタイルを変えていくことは、強制して行われるものではなく、一人ひとりの自覚に基づいて行われなければならない、という文言もあるんですが、先ほどから言っていますように、参画とか協働という言葉の中身をもっと練って精査をしていただけたらと思います。</p> <p>協働というのは、基本的には対等な立場で意見を言い合って物事をつくっていくということからスタートしていくと思っています。ですから、条例で何かが今回決まっていく、今度は計画で決まっていくでしょうし、その計画の中で実施していく。同じ計画を立てた仲間として物事を進めていく、という立場に立たなければならないと思うんです。ですから、協力するよう努めなければならないという、市が率先して行うことの参加を必ずしなさいというような文言ではなくて、中身には協働という言葉が出てきているので、本当の意味の中身を使った文言に作り替えていただきたい。</p>
竹岡会長	<p>市の責務は、今日の案では第6条にあるが、それを、第4条にしたいということが、最初の意見でだいたい決まったように思いますが、その際に、市の責務の中に市民の参画という意味の重要性を考えて入れて欲しいというご意見だったと思いますが、事務局の方それでよろしく願います。</p>
事務局	<p>市民の参画と協働ということですが、7条の2項に、環境の保全および創造に関する施策の策定および実施にあたり、市は、市民および事業者の日常的な環境の保全への努力が不可欠であることを認識して、広く市民・事業者の参画を求め、連携・協力体制のもとに行わなければならないという、基本方針を明確にした上で、17条の市民活動の条文を見ていただきますと、市は、市民、事業者および民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。2項におきまして、市、市民および事業者等は、その日常生活および事業活動が環境の保全と密接に関係することに鑑み、市と協働して地域における環境の保全のための活動に取り組むよう努めなければならないというふうにしておりますが、文言として参画と協働、あるいは主旨は入っているが、さらに精査してその主旨が反映されるよう検討していきたい。</p>
竹岡会長	<p>基本方針の第7条、あるいは環境基本計画の第8条の条例案のところに、市民・事業者・市の責務とありますが、市を一番に持ってきていただいて、市民・事業者というふうに、市を先に持ってきていただきたいと思います。</p>
西田委員	<p>第2条の定義のところ、公害とあるが、事業者の責務のところ公害の防止が一カ所しか入っていないが、政府の環境基本法では、もっと公害という用語がたくさん入っているかと思う。公害と環境という問題、これは区別をつけるのが難しいと思うんですが、もう少し川西市の条例に公害関係の条例があると思いますので、もう少し使っていただいた方がいいんじゃないかと思うんですが。</p>
事務局	<p>公害の定義をしながら文言が少ないので、条例案として検討して、反映していきたいと思います。</p>
竹岡会長	<p>それでは、1章、2章については意見も出たと思うので、第3章に移って議論をしたいと思います。</p> <p>事務局から第3章の説明をお願いしたいと思います。</p>

事務局	第3章（第11条から第15条の4ページまで）についての説明。
竹岡会長	第3章の環境の保全および創造に関する施策等の第11条から第15条まで報告をいただいた。第3章の4ページまでのところで何かご質問がありましたら、どうぞご発言ください。
西田委員	環境影響評価の第11条ですが、この文言で、先ほどから問題になっていました戦略的環境アセスメントが実施されるということが、この文言から理解できるのかどうか。この文言で強いて言えば、適正に配慮というところが、それに該当するのかどうか。この文言からいくと、これは普通の環境影響評価制度の文言であって、戦略的環境アセスメントの文言ではないというような印象を持っている。
事務局	<p>環境影響評価の11条の規定は、市の基本姿勢として戦略的アセスに取り組んでいくかどうかという姿勢をメインとするということで、他市の例をみましても、説明をしております尼崎市、高槻市、あるいは環境影響評価制度を環境基本条例で制度化されている西宮市、高槻市もそうなのですが、具体的には環境影響評価に関する条例を別途定めています。伊丹市では環境影響評価に関する要綱を定めています。そういった中で、具体的な戦略アセスの制度化をされる必要あるのではないかと考えています。</p> <p>ちなみに、こういった規定を設けさせていただく中でも、兵庫県におきましては、県の環境影響評価条例もあり、そちらの中でも戦略的アセスという方向に取り組んでいただけるということなので、市の開発事業の中でも大規模なアセスについては、環境影響評価法あるいは県の環境影響評価条例が適用になるのではないかと。その中で、市におきまして、別途、環境影響評価に関する条例の制定が必要であるかどうかという議論もまた必要になってくると思います。そういった部分は次の第22条の環境審議会において審議していただき、環境保全に関する重要な事項として別途議論していただく必要があるのではないかと考えています。環境基本条例につきましては、戦略的環境影響評価への取り組みを定義する必要があるか否か、ということも議論していただければありがたいと考えています。</p>
西田委員	<p>戦略的環境アセスメントというのは、非常に進んだ方法だと理解しています。これを実施するのは非常に難しい面もあるのではないかと。例えば、国が高速道路をつくる場合、市を通過するような場合に、こういう戦略的環境アセスメントを要求できるのかどうか、というような問題。また、環境影響評価が入っていないということで、市としては昨年行われた焼却場の問題で大きな事業がないから、環境アセスメントは現在のところは考えていないということをおっしゃったと理解しています。</p> <p>そういうことを踏まえて、県とか国とか制度の整合性の問題とかいうことで、これをどういうふうに取り扱うのか、考え方としてはいいが、難しいところも実際にはあるのではないかと。というところが私の思いです。</p>
小堀委員	<p>環境影響評価のところ、最後に、必要な措置を講ずるという言い方になっていますが、この表現を見て、条例化をされるのかな、ということが頭に浮かんだのですが、確かに、西田先生がおっしゃったように、特に戦略的環境アセスメントという部分につきましては、まだ検討段階にあるやに聞いていますので、そういう部分を国でも県でも、まだきちっと制度化されていない中で、条例化、もしくは要綱化というのものなかなか難しいのかなというような考え方もあるので、必要な措置を講ずるという表現を変える方がいいのかな、という感じがします。</p> <p>あまりにも市の方に負担がかかってくるのかな、と思います。もうちょっと下の段階まで、県の条例で決めているそういう規模、以下のものまでやるというのであれば、それはそれで価値があるんかと思いますが、そうなった場合、中小企業、規模の小さい事業なんかには負担をかけることになるかと思いますが、広域ごみ焼却場につきましては、環境影響評価について条例で規定されてやられてい</p>

ますので、そのやり方についてはすでに制度化されていますし、ちょっとこのあたりどうかと思いました。

13条の規制的措置等についてですが、現在の川西市の環境保全条例、これは13条の部分にあたってくるんですね。もしそういうことであるのなら、先ほどの11条の必要な措置を講ずるといふ文言を、13条に入れてはどうかと思いました。

次の14条、3項の最後の行ですが、財政上の措置について、研究を進め、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるように努めるものとするというように、非常に持って回った言い方になっている。というのは、特にという言葉、必要があると認めるときはという、認めるときはという言葉、最後の努めるという言葉、3つの限定がかかっている。私は、特にという言葉がいらぬのではという感じがしました。

竹岡会長

第14条の財政・経済的措置について、ご発言が出ましたので、私の方から意見を述べさせていただきたいと思います。

経済的措置と基本的な考え方として、経済的措置には財政的措置と非財政的措置の両方が含まれています。市の環境施策推進のために必要な支出を市が行うこと、これは財政的措置であります。また、市民の環境保全のための活動を促進するための経済的助成、これも財政的措置であります。逆に、市民に負担を求めるのは、財政的措置とは言えない。経済的措置であります。これら全ては、経済的措置に含まれるものなのです。

第14条財政・経済的措置、これはこれでいいと思いますが、考え方のところの文章を少し直していただきたい。必要があるときには財政的措置を含む経済的措置等の研究、検討を行うことを述べますと。その後は、削除。また必要があるときには、市が負担すべき財政上の措置、云々は削除します。次の2行。経済的措置と財政的措置の説明した2行の文章、これも削除する必要があります。第14条の考え方の欄に、「本条は、…」から、後の方に、「また、」とありますね。環境基本条例・環境基本計画の具体的な施策推進に必要な財政的措置と、これを冒頭に入れて、市民・事業者の自発的な取組みを促進していくために、というふうに続けられるのがいいと思います。

そして2行目のあとの方、例えば、低公害車の税優遇などは助成的な経済的措置と言えますが、一般家庭ごみの有料収集などは負担を求める場合に相当します。こういう風に順序を変えてもらう方がいいと思います。それと条例案ですが、これも番号を変えてもらわなければなりません。最後の3項、市は環境の保全および創造に関する施策を効果的、継続的かつ着実に推進していくため、必要な財政上の措置について研究を進め、というところは、最初に持ってきていただく。そして2項、3項と、現在の1項を2項に、2項を3項にさせていただくと、こういう風に訂正していただくのがいいかと思います。

真砂委員

戦略アセスですが、もし表現するとすれば、代替案の検討を含めというのが入らなければ話にならないわけですね。豊中市や尼崎市が条例に書いているだけではなく、実際はどうしているのかということも、次回報告していただきたい。

市は、土地の形状の変更、工作物の新設、その他これに類するとあるんですが、形状の変更のところは普通は土地の区画・形質の変更と書くんですね。都市計画法とか開発関係の法ではそうなっています。

その意味は・(中黒)が入ったのは、orが入ったという意見があるが、これはorであるという意味であります。決まった用語がありますので、そこはそういうふうにお使いいただけたらと思います。もし書くとするならば、代替案の検討というのが戦略アセスの一番のポイントですから、そこがひとつ。

それと小堀委員の発言にありました、13条の規制的措置ですが、これは以前に畑尾委員の発言にもありました、保全区域の指定というのが入るのか、入らないのか、これだけではよく分からないので、規制措置の中に一種の環境保全の観点からの独自のゾーニングの指定が入るのかどうかということも、きちんとして

<p>竹岡会長</p>	<p>いただきたい。生物保護地区とか、西宮市の例を出しましたけど、他にいろんな例が出てくると思います。</p> <p>5ページの16条以下、また第4章につきましては、いろんな議論が出るかと思いますが、今日一度に協議を終えてしまうと粗略になりますので、このあたりで第3章の途中、資料4ページまでで、本日の審議会の審議を終わりたいと思います。</p> <p>第3章の後半、第4章につきましては、次回の審議会で協議したいと思います。</p> <p>これからの予定を申しあげますと、10月の終わりにもう一度次回の審議会を開かせていただいて、第3章の残りおよび第4章について審議した後、事務局で答申案を作成してもらい、11月の中旬頃に改めて審議会を開催いたしまして、11月中に答申を終了したいというような日程を予定しておりますので、お忙しい中誠に申し訳ありませんけれども、今後予定されています、審議会に大勢の委員の方が出席いただいご討議を賜りたい。</p> <p>次回の審議会の開催日については、10月の終わり頃にしたいと思っています。次回は、10月28日金曜日午後6時に開催させていただきたいと思います。そして、今日残りました3章の残りから審議をしたいと思っています。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきたいと思います。</p>
<p>黒田委員</p>	<p>議会から選出されている、北上委員と私、黒田が、25日が議会の役員の交代の時期なので、是非残りたいと二人とも思っているのですが、こればかりはどうなるかわかりません。それで一つお願いがあるんですが、今日は3章の途中ということで終わっているんですが、今年度に入ってから造成工事が始まっています広域ごみ処理施設の関係の中なんですが、住民の参画とか協働とか、情報公開だとか情報の提供だとかのところで、随分私は矛盾を持っています。いろんな立場の人間がいますし、いろんな意見がありますけれども、その話し合いの中で見解の相違だとかたちで、その話し合いが終わるということに対して、とても不審というものを市民に植え付けているのではないかと危惧しています。見解の相違というような言葉だけではなくて、十分な情報提供をして、市民の声を十分聞いて、その上で議論をしていって結論を出していくというようなシステムを行政としては市の責務として果たしていただきたいという意見を述べさせていただいて今日の会議を終わりたいと思います。</p>